



島根県報

令和元年10月29日（火）

号外 第 6 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

特別保護地区の指定	(森 林 整 備 課)	2
特定猟具使用禁止区域の指定	(")	2
鳥獣保護区の設定の一部改正（2件）	(")	3

告 示

島根県告示第332号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

三瓶山特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 大田市の一部 2 面積 153ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
-----------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第333号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

才特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 218ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
安来町特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 240ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

大谷ダム特定猟具使用禁止区域	1 区域 松江市の一部 2 面積 25ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
千本ダム特定猟具使用禁止区域	1 区域 松江市の一部 2 面積 17ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
小田特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 20.45ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
八戸ダム特定猟具使用禁止区域	1 区域 浜田市、江津市及び邑智郡邑南町の一部 2 面積 137ヘクタール 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備えて縦覧に供する。

島根県告示第334号

鳥獣保護区の設定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
 表三瓶山鳥獣保護区の項中「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和11年10月

31日」に改める。

島根県告示第335号

鳥獣保護区の設定（平成11年島根県告示第790号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表西中国山地鳥獣保護区の項及び目田鳥獣保護区の項中「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和11年10月31日」に改め、同表塚ヶ原鳥獣保護区の項中「870ヘクタール」を「423ヘクタール」に、「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和11年10月31日」に改める。
